

感染症対策専門部会設置要綱

(目的等)

第1条 新型インフルエンザ等の新興感染症や再興感染症への対応や医療機関、社会福祉施設、教育機関等の感染症対策を推進するため、医師会、感染症協力医療機関及び行政機関などが連携・協働して、感染症予防及び発生時の迅速かつ適切な対応を図る体制を確保することを目的として、備北地域保健対策協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を置くこととし、協議会規約及び協議会専門部会設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この専門部会は、感染症対策専門部会（以下「部会」という。）という。

(部会の委員)

第3条 部会の委員は、次に掲げる機関等に属する者から選任する。

区 分	機 関 等 の 名 称	備 考
医師会	三次地区医師会	感染症担当理事
	庄原市医師会	
感染症指定医療機関	庄原赤十字病院	医師
感染症協力医療機関	市立三次中央病院	医師
行政機関	北部保健所	所長
	三次市 健康推進課	感染症担当課長
	庄原市 保健医療課	
	三次市 子育て支援課	保育担当課長
	庄原市 児童福祉課	
	三次市 学校教育課	教育委員会 学校保健担当課長
庄原市 教育指導課		

(事業内容)

第4条 部会は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 感染症発生に備えた訓練の実施
- (2) 感染症発生時における協力体制の整備
- (3) 各関係機関等とのネットワークづくり
- (4) 感染症に関する研修の企画及び実施
- (5) その他、目的の達成に必要な事業

(ワーキンググループの設置)

第5条 部会長は、第4条に規定する事業を円滑に推進するため、ワーキンググ

ループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループ員は、部会長が第3条に掲げる機関等に属する者から選任する。
- 3 ワーキンググループに代表を置くこととし、ワーキンググループ員の互選により選出する。
- 4 ワーキンググループ会議は、部会長が招集し、代表が議長となる。
- 5 ワーキンググループの代表は、事業内容等について、部会に報告を行うものとする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、広島県北部保健所保健課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年6月6日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、令和5年7月6日より施行する。